

日バス協技第114号

平成30年5月14日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会 長 三 澤 憲 一

「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の
一部改正について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省大臣官房運輸安全管理官、同省自動車局安全政策課長、同局旅客課長、同局貨物課長から、別添「「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の一部改正について」のとおり通知がありましたので、貴協会の会員事業者に周知をお願い致します。

担当：技術安全部（山川・村山）

電話：03-3216-4015